変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四〇
東経　一三九―四九―二四
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック東灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―三九
東経　一三九―四九―一三
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・三キロメートル）
北緯　三五―三四―三五
東経　一三九―四九―一六
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

名称　東京新海面処分場Ｄブロック西灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四四
東経　一三九―四九―〇九
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―四一
東経　一三九―四九―一二
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

名称　東京新海面処分場Ｇブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四九
東経　一三九―四九―〇五
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―四〇
東経　一三九―四九―〇八
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

名称　長門大井港湊防波堤灯台
位置
所在地　山口県萩市（大井港湊地区防波堤外端）
北緯　三四―二八―四一
東経　一三一―二六―三七
変更した事項
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鹿部港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道茅部郡鹿部町（鹿部港東防波堤外端）
北緯　四二―〇二―〇七
東経　一四〇―四九―三八
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十二日

名称　本別港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道茅部郡鹿部町（本別港北防波堤外端）
北緯　四二―〇三―二七
東経　一四〇―四八―三〇
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十四日

名称　首埼灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（首埼）
北緯　三九―〇六―二三
東経　一四一―五五―〇四
変更した事項
光度　実効光度二八〇カンデラ
光達距離　七・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月二十四日

名称　白銀埼灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（白銀埼）
北緯　三八―二九―一九
東経　一四一―三二―〇七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月二十四日

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｐ一灯）
位置
所在地　三重県四日市港第三区（中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南南東方約一六メートル）
北緯　三五―〇〇―一四
東経　一三六―四一―五一
廃止年月日　平成二十二年十一月二十五日

名称　中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｐ二灯）
位置
所在地　三重県四日市港第三区（中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南南東方約一五メートル）
北緯　三五―〇〇―一四
東経　一三六―四一―五〇
廃止年月日　平成二十二年十一月二十五日

名称　中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｐ三灯）
位置
所在地　三重県四日市港第三区（中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北西方約一六メートル）
北緯　三五―〇〇―一五
東経　一三六―四一―五一
廃止年月日　平成二十二年十一月二十五日

名称　中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｐ四灯）
位置
所在地　三重県四日市港第三区（中部電力川越火力ＬＮＧ受入桟橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北北西方約一五メートル）
北緯　三五―〇〇―一五
東経　一三六―四一―五〇
廃止年月日　平成二十二年十一月二十五日

○海上保安庁告示第二十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　木直港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道函館市（木直港東防波堤外端）
北緯　四一―五三―二一
東経　一四一―〇四―〇七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二十五日